

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、五條土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについ
て通知がありました。

令和二年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 五條市全域
- 三 測量の期間 令和二年十二月七日から令和三年三月二十六日まで